 「一定以上の所得のある人 小護サービスを利用する場合 介護サービスを利用する場合 介護サービスを利用する場合 には、費用の一定割合を利用する場合 には、費用の一定割合を利用する場合 にサービス費の2割を負担について、こ (第1号被保険者)のうち、一 (第1号被保険者)のうち、一 (第1号被保険者)のうち、一 (第1号被保険者)のうち、一 (第1号被保険者)のうち、一 となる平成27年以降にも持続可 となる平成27年以降にも持続可 とになります。 2割負担になるのはどう いう人ですか? (5歳以上で、合計所得金
--

46万円未満の場合は1割負 80万円、2人以上の世帯で 得金額 (※2)の合計が単身で の「年金収入とその他の合計 世帯で収入が低いケースがあ ケースや65歳以上が2人以上 の収入が280万円に満たな になります。 」合計所得金額から、年金の ー収入から公的年金等控除や 」とを考慮し、世帯の65歳以 雑所得を除いた所得金額 控除した後で、基礎控除や 給与所得控除、必要経費を 前の所得金額 へ的控除などの控除をする



0 0 円 ます。

(月額)に引き上げられ

200円(月額)から44,4

ついては、相応の負担をお願いついては、相応の負担をお願い
相当の人がいる
に所得の高し
ですか?
こと どんな改正が行われるの
37,200円です。
般的な所得の人の負担の上限は
超えた分が払い戻されます。一
が負担の上限を超えたときは、
に支払った利用者の負担の合計
限が設定されています。1カ月
用者負担には、月々の負担の上
場合に支払いいただく利
介護サービスを利用する
く どういう制度ですか?
? 高額介護サービス費とは
が変わります
介護サービス費の基準)

世帯の人の前年の所得を基に対 ①配偶者が村民税を課税されて を追加します。 本年8月からは、 象となるか判断していましたが Q 介護保険3施設(介護老人福 の基準が変わります 食費・部屋代の負担軽減 ・在宅で暮らす人や保険料を自 担する人との公平性を更に高 いるかどうかを確認し、課税 ਰੁੱ よう、基準の見直しを行いま いては、一定額以上の預貯金 めるため、食費・部屋代につ ています。 費・部屋代の負担軽減を行っ 低所得の人については、食 の食費・部屋代については、 ショートステイを利用する人 介護療養型医療施設) 祉施設、介護老人保健施設、 などには自身で負担いただく などの資産を所持している人 本人による負担が原則ですが、 どんな改正が行われるの これまでは、負担軽減の ですか? 申請後、本人および同一 次の取り扱い や

> ②預貯金などの金額を確認し 次の基準額を超える場合には かどうかは問わない)。 の対象外とする(世帯が同じ 負担軽減の対象外とする。 ・配偶者がいる人 配偶者がいない人 合計2,000万円 1,000万円

月々の負担の上限

(高額



〈問い合わせ〉 Tel (62)9180 役場 健康推進課 高齢者福祉係

されている場合には負担軽減

8月からの介護保険制度改正について